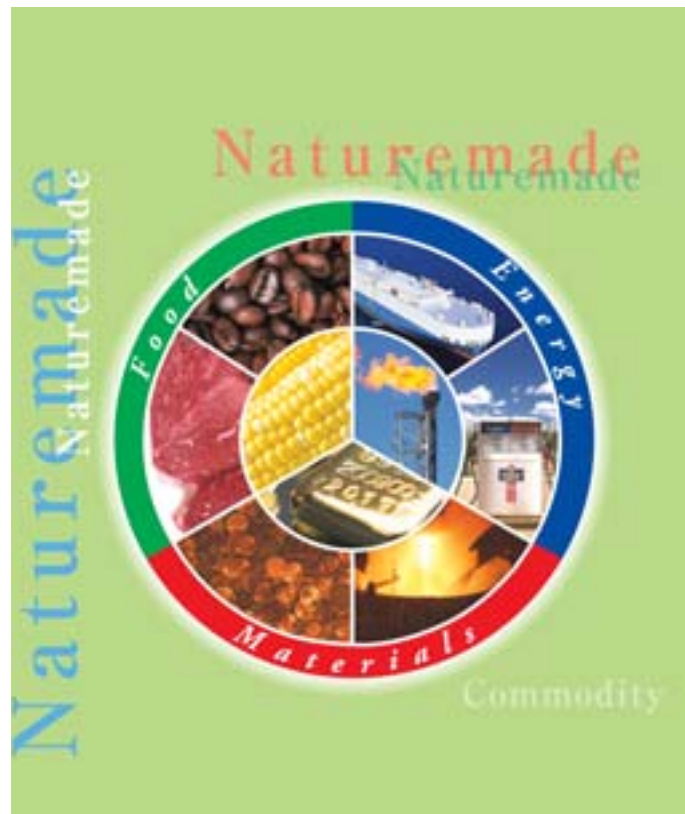


パインブリッジ・ コモディティファンド

追加型投信／海外／その他資産(商品)

愛称：

ネイチャーメイド



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	その他資産 (商品)

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ [http://www.toushin.or.jp] をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年5月9日に関東財務局長に提出しており、平成23年5月10日にその届出の効力が生じております。
- 信託約款の全文は請求目論見書に添付しております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：昭和61年11月17日
- 資本金：2,150百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：727,390百万円
(平成23年2月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)
[ホームページ] <http://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1.

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、Dow Jones-UBS Commodity IndexSM（以下「DJ-UBS コモディティ・インデックス」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、DJ-UBS コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

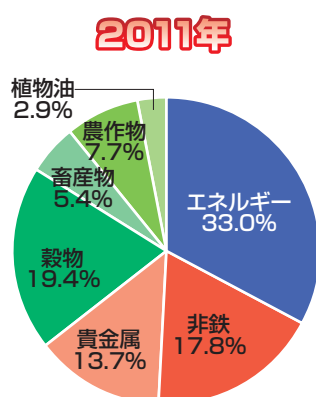
ファンドの特色

1

マザーファンドを通じて米国ドル建ての商品指数連動債に投資を行い、DJ-UBSコモディティ・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

● DJ-UBS コモディティ・インデックスは、商品市場全体の動きを示す代表的なインデックスです。

DJ-UBSコモディティ・インデックス構成比



		2011年			2011年
エネルギー		33.0%	穀物		19.4%
	原油	14.7%		大豆	7.9%
	天然ガス	11.2%		トウモロコシ	7.0%
	ヒートンガオイル	3.6%		小麦	4.6%
	ガソリン	3.5%	畜産物	5.4%	
非鉄		17.8%		生牛	3.4%
	銅	7.5%		豚赤身肉	2.0%
	アルミニウム	5.2%	農作物		7.7%
	亜鉛	2.8%		砂糖	3.3%
	ニッケル	2.3%		コーヒー	2.4%
貴金属		13.7%		綿	2.0%
	金	10.4%		植物油	2.9%
	銀	3.3%		大豆油	2.9%

※上記はDJ-UBSコモディティ・インデックスの2011年の基本構成比になります。なお、同インデックスは毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変化します。
※基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

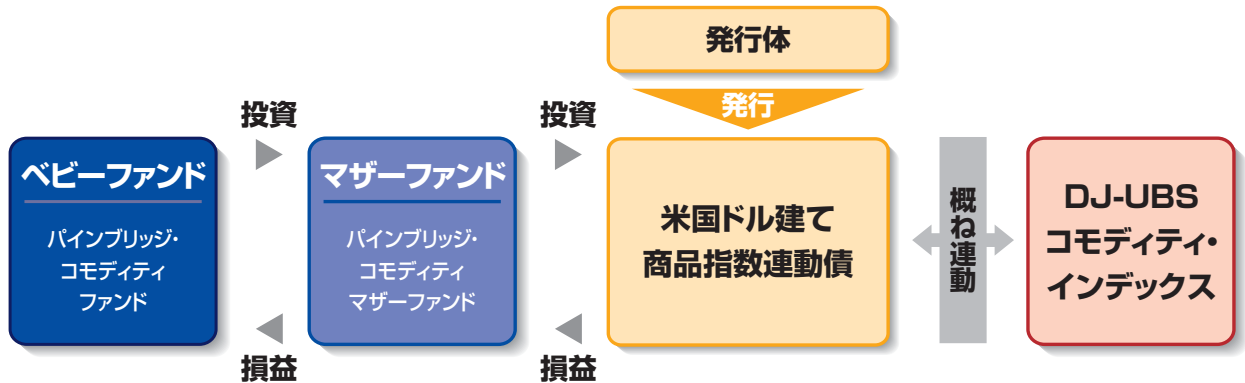
「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、CME Group Index Services LLC（以下「CME指数」といいます。）の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC（以下「UBS」といいます。）の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow Jones[®]」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」、「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC（以下「ダウ ジョーンズ」といいます。）あるいはUBS AGのサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的のために使用が許諾されています。当ファンドは、ダウ ジョーンズ、UBS、CME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により支援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ ジョーンズ、UBS、CME指数またはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、当ファンドへの投資の適否について明示的にも暗示的にも、いかなる表明または保証も行っていない。

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

ファンドのしくみ



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

商品指数連動債とは

DJ-UBS コモディティ・インデックスの期間中の動きに償還価額等が概ね連動するように設計された債券です。当ファンドにおいては、主として米国ドル建ての利付債券に投資を行います。なお、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

- 2 投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

- 3 実質組入れの外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いません。

- 4 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2.

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。

したがって投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価 格 変 動 リ ス ク	商品指数連動債は DJ-UBS コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が概ね連動するため、当該インデックスの変動の影響を受けます。当該インデックスの下落は、基準価額の下落要因となります。
商 品 市 況 リ ス ク	DJ-UBS コモディティ・インデックスは様々な商品先物の価格変動を表しており、各商品の需給関係や、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。
為 替 変 動 リ ス ク	外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。一般に、円高は基準価額の下落要因となります。
信 用 リ ス ク	発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。
金 利 変 動 リ ス ク	債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。
流 動 性 リ ス ク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの基準価額の騰落率と DJ-UBS コモディティ・インデックスを円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。これは、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流出入から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数のずれ、ならびに売買コストや運用管理費用等を負担すること等によります。

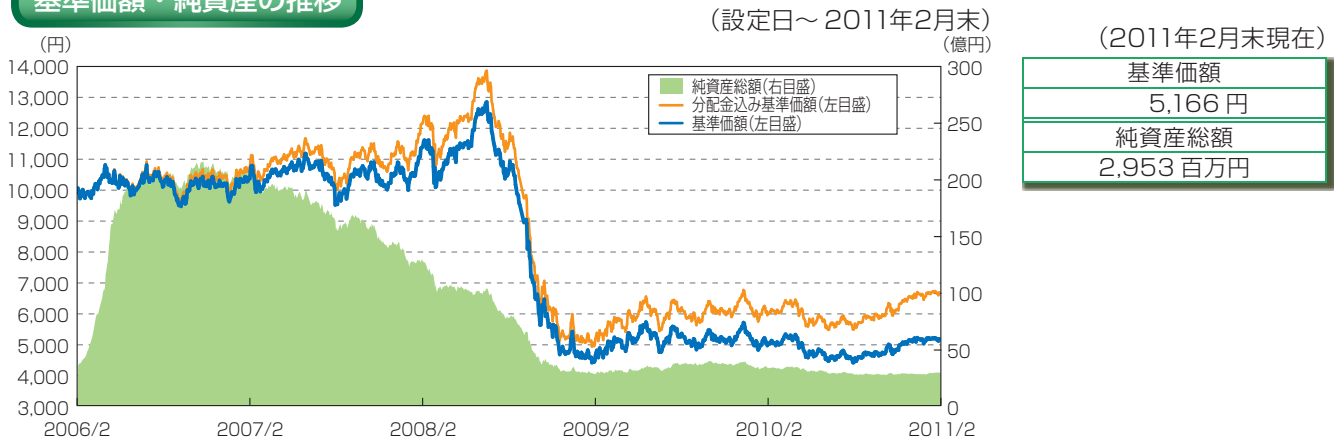
リスクの管理体制

- 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3.

運用実績

基準価額・純資産の推移



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2011年 2 月	30円	2010年 8 月	30円	直近1年間累計	360円
2011年 1 月	30円	2010年 7 月	30円	設定来累計	1,755円
2010年12月	30円	2010年 6 月	30円		
2010年11月	30円	2010年 5 月	30円		
2010年10月	30円	2010年 4 月	30円		
2010年 9 月	30円	2010年 3 月	30円		

主要な資産の状況

(2011年2月末現在)

パインブリッジ・コモディティマザーファンド	98.62%
キャッシュ等	1.38%

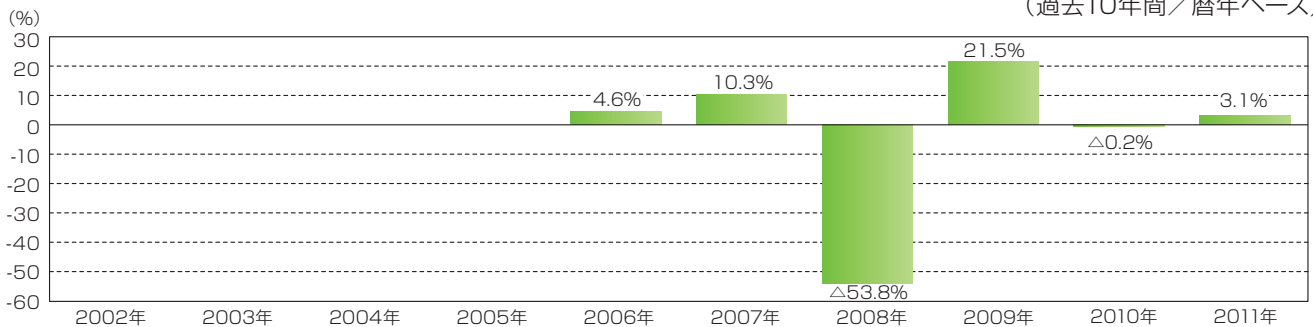
●パインブリッジ・コモディティマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
スウェーデン	SVENSK	0.10	2011/7/26	62.25
ノルウェー	NOR-EXPT	0.01	2012/4/27	34.63

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2006年は設定日(2月23日)から年末まで、2011年は年初から2月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

4.

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の 0.3% の信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくは DJ-UBS コモディティ・インデックスの算出・公表されない場合
申込締切時間	原則として午後 3 時まで
購入の申込期間	平成 23 年 5 月 10 日 (火) から平成 24 年 5 月 9 日 (水) まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限 (信託設定日：平成 18 年 2 月 23 日 (木))
繰 上 償 還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が 5 億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	原則として、毎月 10 日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年 12 回、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000 億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	6 ヶ月毎 (2 月、8 月) 及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.26%（税抜年 1.2%）の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。	
	＜運用管理費用の内訳＞	
	運用管理費用	1.26%（税抜1.2%）
	（委託会社）	0.5250%（税抜0.50%）
	（販売会社）	0.6825%（税抜0.65%）
	（受託会社）	0.0525%（税抜0.05%）
その他の費用 ・手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。	
	※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して10%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉差益（譲渡益）に対して10%

- ・上記は平成23年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

